

これまでの議論に係る論点

【Ⅰ 見直しにあたっての基本的考え方】

1 原則として企業会計原則によること

- 公営企業の経営情報の把握に当たっては、会計理論の進展も踏まえ、より一般的かつ確立された手法を用いることにより、その経済性の検証が適切に行われるべきことが求められており、民間企業比較、地方公共団体間比較等も効果的に行いつつ、公営企業経営状況を的確に把握するとともに、地方公共団体への財政的影響や住民負担水準の状況等を明らかにしていく必要がある。

このため、企業会計原則を最大限取り入れることが有効である。

2 公営企業の特徴等を適切に勘案すべきこと

- 公営企業は、民間企業と異なり、負担区分原則等に基づく一般会計等負担の割合が大きいため、これら公的負担の状況が明らかにされる必要がある。このため、公営企業型地方独法基準の考え方も必要に応じ参考とする。また、新地方公会計モデルとの整合性にも留意する。
- 地方分権推進の観点から、経営の自由度の向上やストック情報を含む財務状況の開示の拡大に留意し、資本制度等の見直しを行う必要がある。
- 必要に応じ、注記についても検討を行う。

【Ⅱ 会計基準に関する具体的検討事項】

1 借入資本金

- 企業会計・独法会計・新地方公会計モデルとの整合性から、借入資本金を負債に計上するのが適当ではないか。
- 負債に計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当ではないか。
- 元利償還金のうち後年度一般会計が負担すべき額について「注記」することが適当ではないか。
- 翌年度返済が確定している債務は、流動負債に分類することが適当ではないか。
- 上記の場合、健全化法に係る比率（資金不足比率、連結実質赤字比率）に影響するため、何らかの措置が必要ではないか。

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- みなし償却制度の評価について、どう考えるか。
- みなし償却制度が選択制になっていることについて、どう考えるか。
- みなし償却制度を廃止し、地方独法会計と同様のフル償却とした場合のメリット・デメリットはどのようなものか。
- 上記のフル償却を導入することとした場合、移行処理の困難性に鑑み、新規に取得した資産から適用することとしてはどうか。

3 引当金

- 企業会計・地方独法会計・新地方公会計モデルとの整合性から、退職給付引当金の義務づけが適当ではないか。
- 小規模企業等については、企業会計や地方独法会計と同様に、簡便法（期末要支給額）を認める必要はないか。
- 退職給付引当金を義務づけることとした場合、経過措置について検討すべきではないか。
- 人事異動があるため、一般会計との退職給与金の負担区分を検討すべきではないか。

4 繰延勘定

- 現在、繰延勘定への計上が認められているものについても、企業会計を踏まえ、見直しを図るべきではないか。
- 退職給付引当金を義務づける場合には、退職給与金に係る繰延勘定への計上は廃止すべきではないか。
- 地方独法会計において、繰延償却が認められていないことをどう考えるか。

5 たな卸資産の価額

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、たな卸資産の価額については、時価評価（低価法）とすることが適当ではないか。

6 減損会計

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、減損会計を導入すべきではないか。

7 リース取引に係る会計基準

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、リース取引に係る会計基準導入の必要性について検討すべきではないか。

8 セグメント情報の開示

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、セグメント情報の開示を義務づけることが適当ではないか。
- セグメント情報の開示を義務づけた場合の具体的内容は、どのようなものが想定されるのか。

9 キャッシュ・フロー計算書

- 企業会計・地方独法会計・新地方公会計モデルとの整合性から、キャッシュ・フロー計算書を導入すべきではないか。
- キャッシュ・フロー計算書を導入する場合の表示方法はどのようにするか。
また、小規模事業者に対する取扱いをどのようにするか。
- キャッシュ・フロー計算書を導入する場合、資金計画書及び資金予算表の見直しを行うべきではないか。

【Ⅲ その他の具体的検討事項】

1 資本制度

- 公営企業における資本（純資産）の定義・分類はどのようなものか。
- 現行の減債積立金・利益積立金の積立義務について、どう考えるか。
- 自己資本造成制度が設けられた趣旨や当該制度の現在における評価を検討すべきではないか。
- 組入資本金以外の方法による資本金の増加についてどう考えるか。
- 減資に係る規定が設けられていないことによる問題点は何か。
- 減資に係る規定を設ける場合、企業会計等との整合性をどう考えるか。

2 財務適用範囲の拡大

- 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業を拡大すべきではないか。
- 財務適用によるメリットはどのようなものか。
- 財務適用に向けた検討課題にはどのようなものがあるか。
- 財務適用に要する経費に対する財政措置を拡充すべきではないか。
- 財務適用の準備のため、移行期間の経過措置を設ける必要があるのではないか。

【Ⅳ 改正に当たって留意すべき事項】

1 会計変更に伴う経過措置

- 十分な移行期間を設けるべきではないか。
- システム変更に係る財政措置を検討すべきではないか。

2 健全化法における指標との関係

- 会計の見直しが健全化法の指標に与える影響についてどう考えるか。

3 改正後の会計情報取扱い上の留意事項

- 公営企業会計は、地方公共団体の一特別会計であり、民間企業とは異なり、次の特徴を有する。
 - ① 出資は、一般会計又は他の特別会計からのものに限られる
 - ② 借入れは、地方公共団体として行うものであり、その償還確実性等は地方公共団体全体の財政状況等により判断されるべきものこのため、公営企業会計の役割は、企業会計が有する株主・債権者等の外部利害関係者への情報開示機能とは質的に異なるものであることに留意する。
- 公営企業会計により把握される損益及び資産債務等の状況、一般会計等負担及び料金水準等を含む経営情報については、予算書・決算書・付属書類等において適切に明示され、議会の審議を通じて、議論・検証が行われるとともに、あわせて、住民にも十分な情報開示等がなされる必要があることに留意する。